

平成24年9月25日

在日米国商工会議所

長年にわたり、在日米国商工会議所 (ACCJ) は、産業界や政府代表者とともに、全国銀行協会などの日本の団体と協調し、株式会社ゆうちょ銀行（「ゆうちょ銀行」）と民間企業との間で平等な競争環境を確立するよう日本政府に求めてきた。

9月3日に、ゆうちょ銀行が政府に対し、新規業務に係る認可申請を行ったという発表がなされたが、特に国営企業が市場に与える競争上の影響を解決しようという取組みが地域的にも世界的にもなされているこの時期におけるこの発表は、懸念を提起すると同時に、日本を誤った方向へ向かわせてしまいかねない。

こうした状況を受け、ACCJ は日本政府に対し、金融サービスを提供するすべての者に平等な競争環境を提供するという、世界貿易機関の「サービスの貿易に関する一般協定 (GATS)」の下で求められる国際通商上の責務に従い、ゆうちょ銀行による新商品・サービスの提供や既存商品・サービスの改定が許される前に、ゆうちょ銀行と民間企業との間に平等な競争環境を確立することを改めて要請する。

さらに、ACCJ が以前にも指摘したように、平等な競争環境を確立しないまま、銀行サービスの提供者としての市場での存在の拡大を容認する措置がゆうちょ銀行に新たに適用されれば、財務健全性の面から新たなリスクが生じることになる。たとえば、ゆうちょ銀行が、認可申請にあるとおり、よりリスクの高い貸付業務への参入を認可された場合、競争を害するだけでなく、ゆうちょ銀行の資産や資本をリスクにさらすことになる。日本郵政グループが郵便事業等の一般事業にも従事していることを踏まえ、新商品・サービスの提供や既存商品・サービスの改定が許される前に、平等な競争環境の確立に加え、厳格な規制上の監督およびコーポレート・ガバナンスを確保する必要がある。

以上